

福祉・介護職員特定処遇改善について

賃金改善を行う職員の範囲

経験・技能のある障害福祉人材を定義した上で、すべての職員を

(A)経験・技能のある障害福祉人材

(B)他の障害福祉人材

(C)その他の職種

に、分ける。

A 経験・技能のある障害福祉人材	B 他の障害福祉人材	C その他の職種
<p>(定義する際のルール)</p> <ul style="list-style-type: none">・勤続10年以上の職員を基本・介護福祉士等に該当すること・勤続年数は、他の法人や医療機関等での経験等も通算可能・事業所の能力評価や等級システムを活用するなど、10年以上の勤続年数がなくても業務や技能等を勘案し対象とできる	<p>(定義する際のルール)</p> <ul style="list-style-type: none">・「A：経験・技能のある障害福祉人材」に該当しない障害福祉人材※ Aに該当しない福祉・介護職員、心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者	<p>(定義する際のルール)</p> <ul style="list-style-type: none">・障害福祉人材以外の職員

当事業所の「経験・技能のある障害福祉人材」の考え方

サービス管理責任者の資格を有し、障害福祉事業所に7年以上勤務した者を基準とする。

具体的な取組内容

(A)・(B)・(C)の支給比率は 2:1:0.5 とし、5月末に処遇改善一時金として支給する。